海法編纂

理由

海運の進展に従ひ直接間接に重要なる関係を有する海運産業の当事者に特に乗組の職能を担ひつゝある船員海上労働者は其の労働が保持する特殊性即ち長く月日に亘って危険且無休息なる環境の記録も乏しく生活を保障せられ加重に見負担を一般陸上労働と相隔離する止むなき産業が海運に対しては保たるゝ特殊なる現実を見ず各船主に適用せられ船員人の船内生活を保護すべき法律は僅かに三十年の久しきに亘り棄てゝ顧られず労働条件も亦船員を生存線下に沈淪せしめ従前に数十年社会文化の進歩が人道則と均衡陳を生みつゝあり時勢と重要なる産業に従事するか如に船員の生活が正に甚だ低下なるかは造成されて下層の底に陥落しつゝある

の実状に労働の協調産業の合理化が高唱せらるゝ現代の一大矛盾と言はざるべからず、

茲に於て船員の労働者として相当船主船長一隻乗組員をみず船員労働会を開催し其船主の有和協議して其の進み法律となりなるべきものあるかけの如きは何等其人の不断の自省の上に構立せられ要望ひある今日平和裡に関与する解決を期待する所のものか今船員の院に船員に当る労働条件の根本問題につきては五万余の海上同志と共に非常の状況を根拠しつゝ従って今回の要求貫徹の為力は事実に船員運動の一部は法令化せしめるが如く或は端緒上船員の有する物状況一つの秩序に於けるきを保し難い最近の海事の脈動的傾向は海上大衆の全体的抗争を必とする解決は只に体験者の長い月日を要するてとして実年累月に於いて議会開始せる数十日を僅かに要求せる解決の時期を認め難い実例が往々にして船員の乃ち然る為に

財團法人 協調會